

令和7年11月17日
九州地方整備局

◎不正な行為を行った下記業者について、下記期間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：株式会社ジェイアール東日本企画
業 者 の 住 所：東京都渋谷区恵比寿南1丁目5番5号
2. 指名停止措置期間：令和7年11月17日 ～ 令和8年8月16日
(9ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
4. 事実概要
(株)ジェイアール東日本企画は、国土交通本省及び観光庁から令和5年度に交付を受けた補助金2件に関して、実際の従事状況に基づくことなく算定した人件費を、当該補助金交付のために必要な実績報告書等に記載して国土交通本省等に提出し、補助金を過大に請求していた。
5. 指名停止措置理由
(株)ジェイアール東日本企画が国土交通本省等に補助金を過大に請求したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「措置要領」と総称する。）の別表第2第15号（下記参照）に該当する。
従って、本件については、指名停止9ヶ月を適用する。

＜措置要領別表第2＞

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

＜問い合わせ先＞

国土交通省 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東2-10-7）
代表：092-471-6331
総務部契約課長 本松 泰典（内線 2511）
(契約課直通：TEL 092-476-3509)
港湾空港関係
総務部契約管理官 久永 陽一（内線 290）
(経理調達課直通：TEL 092-418-3345)